

【ケアマネジメント関係】

問1 基本チェックリストは、サービス利用が3ヶ月無く、改めてサービス利用の希望がある場合は、再度基本チェックリストを実施することになっているが、3ヶ月経過すると事業対象者ではなくなるということか。

答1 事業対象者は期間の定めはないため、事業対象者ではなくなるということではない。
3ヶ月サービス利用をしていないと、本人の状態に変化があることが予想されるため、利用すべきサービスの振り分け（一般介護予防事業、総合事業、保険給付）を改めて行うものとする。
また、事業対象者は期間の定めはないが、新規で要介護認定申請を行い、審査の結果が自立であった場合は事業対象者でなくなるため、審査の結果を踏まえて、一般介護予防事業の活用等を検討いただきたい。

問2 サービス利用をしていた事業対象者が新規で要介護認定申請をして非該当となった場合に、再度チェックリストをし、該当となった場合は届出が必要か。また、改めて契約をする必要があるか。

答2 非該当の認定が出たとき、認定日から「自立」となる。改めて事業対象者に該当となった場合には実施したチェックリストにより届出を要する。契約については、契約の満了を「事業対象者の取り消しがあったとき」といった定めをしている場合には、改めて契約が必要になると考えられる。